

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

議会事務局 議事課

許認可等の内容		自己情報の訂正、利用停止の請求に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市議会の個人情報の保護に関する条例第35条及び第42条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市議会の個人情報の保護に関する条例第35条第1項及び第42条第1項
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日以内
審査 基準	根拠条項	栃木市議会の個人情報の保護に関する条例第31条及び第38条
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 保有個人情報の訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止（以下これらを「利用停止」という。）を請求できる者</p> <p>(1) 本人</p> <p>(2) 法定代理人</p> <p>(3) 任意代理人</p> <p>2 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求をすることができる期間 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内。</p> <p>3 保有個人情報の訂正を請求できる場合 次に掲げる本人の保有個人情報の内容が事実でないと思うとき。</p> <p>(1) 開示決定された保有個人情報</p> <p>(2) 他の法令の規定により開示された保有個人情報</p> <p>4 保有個人情報の利用停止を請求できる場合 本人の保有個人情報が次に掲げるいずれかに該当すると思うとき。 (利用の停止又は消去)</p> <p>(1) 個人情報の保有の制限に違反して保有されているとき。</p> <p>(2) 不適切な利用をされているとき。</p> <p>(3) 適正な方法で取得されたものでないとき。</p> <p>(4) 法で認められていない目的外利用をしているとき。 (提供の停止)</p>	

(1) 法で認められていない目的外利用をしているとき。